

犯罪統計

【実施機関】

千葉県警察本部-（警察庁）

【調査概要】

（主な内容）

- 1．犯罪の発生状況
- 2．犯罪の検挙状況
- 3．罪種別犯罪発生率
- 4．刑法犯認知件数の推移

（調査対象）

全県下

（調査方法）

犯罪統計規則等に基づき、県下各警察署から報告される資料により作成

（公表時期）

毎月中旬頃（犯罪の概要は毎年10月頃）

（公表方法）

刊行物（犯罪の概要）及びホームページに掲載